

観音寺市告示第38号

観音寺市へのご意見・お問い合わせ事務取扱要綱を次のように定める。

平成28年3月22日

観音寺市長 白川晴司

観音寺市へのご意見・お問い合わせ事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 本市の行政に対する意見、要望、質問等（以下「意見等」という。）を市民から広く受け付け、その意見等を市政に反映させるため、観音寺市へのご意見・お問い合わせ事務（以下「事務」という。）を行うものとし、その事務取扱についてはこの要綱に定めるところによる。

(受付方法)

第2条 本市の行政に対する意見等の受付は、次の方法によるものとする。

- (1) 観音寺市へのご意見・お問い合わせ（別記様式）を用いた文書での提出によるもの
 - (2) 観音寺市ホームページ内に掲載する市へのご意見・お問い合わせからの電子メールの送信によるもの
 - (3) 前2号に掲げるもののほか市長が受け付けることが適当であると認めるもの
- (意見等の受付)

第3条 前条各号に掲げる方法により提出された意見等は、政策部秘書課で受け付けるものとする。

(記載事項)

第4条 意見等を提出するときは、原則として次の各号に掲げる項目を記載するものとする。

- (1) 第2条第1号の文書により提出するとき 住所、氏名、ふりがな、電話番号、回答の希望の有無、希望する回答方法、件名及びご意見・お問い合わせの内容
- (2) 第2条第2号の電子メールにより提出するとき 意見又は質問の別、件名及びご意見・お問い合わせの内容、回答の有無、住所、氏名、電話番号、メールアドレス

ドレス、回答方法

(回答方法)

第5条 受け付けた意見等のうち回答の希望があるものについては、受付日の翌日から起算して14日以内に文書又は電子メールで回答するものとし、14日以内に回答することができないときは、回答日の見込みを文書又は電子メール等により回答の希望者に理由を付して伝え、回答期限を延長することができるものとする。ただし、軽易なもの、文書又は電子メールでの回答によりがたい事情があるもの及び現地で直接回答することが望ましいものについては、電話又は現地において口頭により回答することができるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当するものは、回答しないものとする。

- (1) 住所及び氏名が不明のもの
- (2) 誹謗中傷又は公序良俗に反するもの
- (3) 営業を目的とするもの
- (4) 内容又は意図が不明確なもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか市長が不相当と判断したもの

(内容の公表)

第6条 回答した内容のうち、市民に広く知らせる必要があるもの及び同様の意見等が多くあるものについては、観音寺市ホームページ又は広報紙等に掲載し、公表するものとする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年3月22日から施行する。

別記様式

観音寺市へのご意見・お問い合わせ	
ご住所	
(ふりがな)	
お名前	
電話番号	
回答の希望の有無	回答を希望します ・ 回答を希望しない
希望する回答方法	文書による回答 ・ 電話による回答 その他 ()
件名	
ご意見・お問い合わせの内容	